

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	53102102	
事務事業名	固定資産評価審査委員会事務	
予算書の事業名	3. 固定資産評価審査委員会事務費	
事業期間	開始年度	昭和27年度
	終了年度	当年度
	当面継続	業務分類
実施方法	2. 内部管理	
	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	15010000
部名等	固定資産評価審査委員会	
課名等	事務局	
係名等	-	
記入者氏名	林 直樹	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	531021
政策の柱	第5章 《経営戦略プログラム》”市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくり”	
政策名	第3節 行財政新システムの確立	
施策名	1. 計画的で効率的な行財政経営の推進	
区分	財政経営	
基本事業名	自主財源の確保	

予算科目	コード3	001020201
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	2. 徴税費	
目	1. 税務総務費	

◆事業概要 (どのような事業か)				実績		計画				
納税者の固定資産税課税台帳に登録された価格に対する不服の処理を行なうための委員会の書記として事務を処理する。				単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 固定資産評価審査委員	→	対象指標	① 固定資産評価審査委員数	人	3	3	3	3	3
	②									
	③									
手段	<平成20年度の主な活動内容> 固定資産評価審査委員会の開催 固定資産評価審査委員会運営研修会への参加 *平成21年度の変更点 変更なし	→	活動指標	① 固定資産評価審査委員会の開催	回	1	3	6	6	6
	② 研修会等への参加			回	1	1	1	1	1	
	③									
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 固定資産の適正かつ公平な価格の決定を保証する。	→	成果指標	① 審査申出件数	件	0	1	1	1	1
	②									
	③									
その結果	<施策の目指すがた> 中立・専門的な立場から不服の内容について審査・決定することにより、適正かつ公平な価格の決定を保証し、固定資産税における課税の公平を期する。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 (市民の申出による。)								
◆この事務事業開始のきっかけ (何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか) 昭和27年魚津市固定資産評価審査委員会条例を制定				財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
				(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
				(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
				(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
				(4)一般財源	(千円)	103	98	133	133	133
				A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	103	98	133	133	133
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成9年4月、審査の中立性を担保する趣旨により、税部門から事務局を移管した。 平成11年度の法律改正により審理方法等の変更から、魚津市固定資産評価審査委員会条例を全部改正した。 資産価値を確認するケースが増加すると予想され、今後申出件数が増加すると思われる。				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
				②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	300	300	300	300
				B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	802	1,262	1,262	1,262	1,262
				事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	905	1,360	1,395	1,395	1,395
				(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				○ 把握している	→	地方自治法、地方税法に定められた委員会であり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するもので、他市と変わるところはない。				
				● 把握していない						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明 固定資産税の賦課をする際の資産の評価について、不服がある場合に行う事務である。固定資産税の賦課事務については、直結度が大きい、この事務については、間接的に施策の目指すがたに結びつくものであり、直結度は、地裁と考えられる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第423条第1項 魚津市固定資産評価審査委員会条例 (平成11年条例第24号)	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 固定資産評価審査委員会事務は市の財政・業務の変化等に対して、直接的に影響は受けない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 固定資産評価審査委員会を開催することが出来なくなる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 なし
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input checked="" type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり				
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり				
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり				
2) 今後の事務事業の方向性					
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度			
年度					
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止					
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善					

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	なし コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	なし 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

地方自治法で設置が義務づけられている委員会である。 審査申出があれば固定資産の価格に対する不服を審査して決定することが出来る体制を必要とする。	二次評価の要否
	不要